

平成23年度

市税概要



SAKADO

市民が^{はぐく}つくり育むまち

坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
(1)	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
(1)	個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
(2)	市民税納税義務者数の推移	4
(3)	個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
(4)	平成23年度個人市民税賦課状況	6
(5)	課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
(6)	年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
(7)	年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
(8)	産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
(1)	土地・家屋別納税義務者数の推移	12
(2)	償却資産納税義務者数の推移	12
(3)	固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
(4)	固定資産税の決定価格等の内訳	14
(5)	償却資産の決定価格等の内訳	14
(6)	都市計画税納税義務者数の推移	15
(7)	都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
(8)	都市計画税の決定価格等の内訳	15
(9)	土地・地目別集計表	16
(10)	木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
(1) 市税の税率及び納期等の一覧表	33・34

1. 稅務行政機構等

(1) 税務機構及び事務分掌

(平成23年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事 務 分 掌	
総務部	課税課		1	1				2	課の総括	
		税 制 担 当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関すること。 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。 3 法人市民税の賦課に関すること。 4 個人市県民税の賦課に関すること。 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する こと。 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に 関すること。 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に 係る固定資産税の賦課に関すること。 8 税の諸証明の発行に関すること。	
		市民税 担 当			1	3	6	10		
		土 地 担 当				1		4		5
		家 屋 担 当				1	2	5		8
		計	1	1	3	6	17	28		
		1	1				2	課の総括		
	納税課	管 理 担 当				1	3		4	1 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の収納管理 に関すること。 2 市税の過誤納金の還付に関すること。 3 市税の口座振替に関すること。 4 市税の督促に関すること。 5 納税証明に関すること。 6 納税の奨励及び徴収対策に関すること。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関すること。 8 差押財産等の換価に関すること。 9 納税相談に関すること。
		徴収第 1 担当				1	1	1	3	
		徴収第 2 担当				1	2	2	5	
		徴収第 3 担当				1	2	2	5	
		特別整 理担当					3	1	4	
	計	1	1	4	11	6	23			
	総計		2	2	7	17	23	51		

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

各1月1日現在

年度 区分		19	20	21	22	23
人口	男	人 50,322	人 50,327	人 50,527	人 50,842	人 50,887
	女	49,823	49,882	50,107	50,398	50,367
	計	100,145	100,209	100,634	101,240	101,254
世帯数		世帯 40,079	世帯 40,539	世帯 41,297	世帯 41,853	世帯 42,201

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

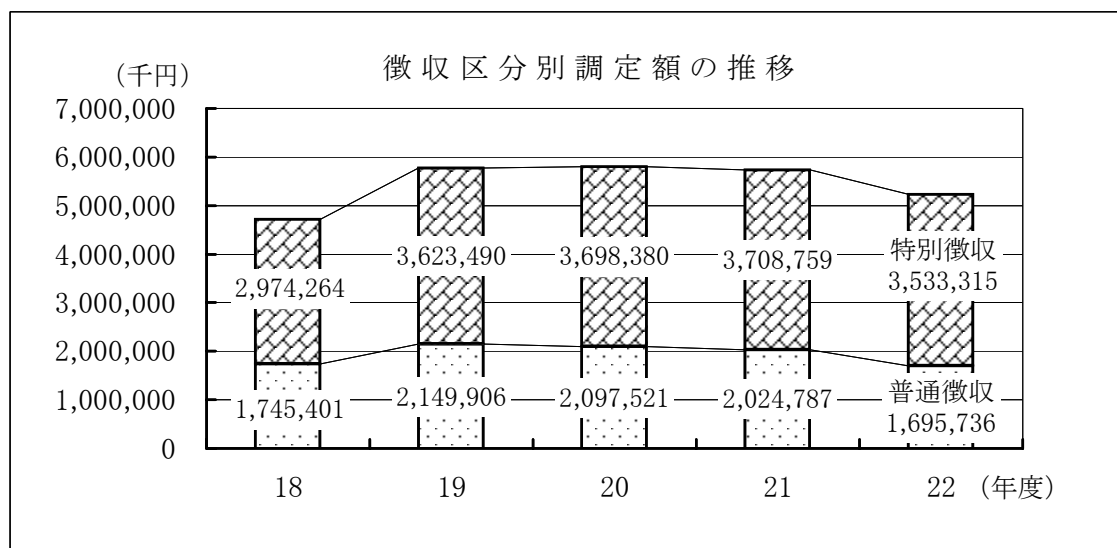
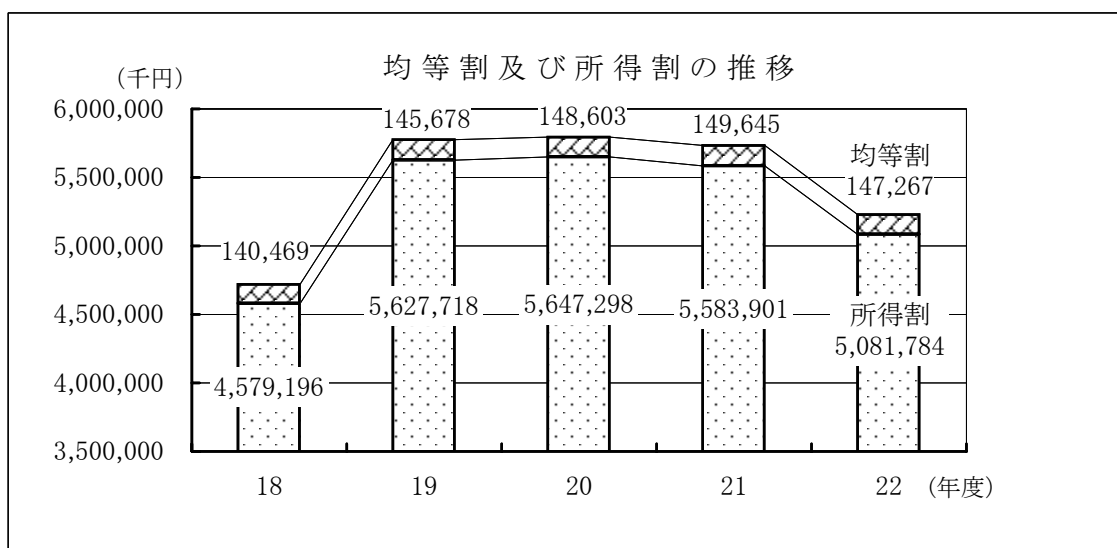
年度 区分		19	20	21	22	23	
個人	均等割+所得割	人 44,990	人 45,318	人 45,209	人 44,337	人 44,102	
	均等割のみ	3,578	3,772	3,818	4,200	4,140	
	計	48,568	49,090	49,027	48,537	48,242	
法人	地方税法第312条第1項に該当	社 第9号	社 15	社 14	社 15	社 17	社 15
		社 第8号	社 3	社 3	社 2	社 2	社 3
		社 第7号	社 93	社 101	社 99	社 101	社 98
		社 第6号	社 19	社 17	社 19	社 20	社 19
		社 第5号	社 81	社 77	社 73	社 66	社 69
		社 第4号	社 28	社 31	社 31	社 25	社 24
		社 第3号	社 264	社 270	社 265	社 272	社 265
		社 第2号	社 12	社 15	社 15	社 15	社 18
		社 第1号	社 1,539	社 1,530	社 1,525	社 1,513	社 1,497
		計	2,054	2,058	2,044	2,031	2,008

※第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各3月31日現在 単位:千円)

年度		18	19	20	21	22
区分						
普通徴収	均等割	70,218	73,350	75,318	68,684	58,054
	所得割	1,675,183	2,076,556	2,022,203	1,956,103	1,637,682
	小計	1,745,401	2,149,906	2,097,521	2,024,787	1,695,736
特別徴収	均等割	70,251	72,328	73,285	80,961	89,213
	所得割	2,904,013	3,551,162	3,625,095	3,627,798	3,444,102
	小計	2,974,264	3,623,490	3,698,380	3,708,759	3,533,315
調定額	均等割	140,469	145,678	148,603	149,645	147,267
	所得割	4,579,196	5,627,718	5,647,298	5,583,901	5,081,784
	合計	4,719,665	5,773,396	5,795,901	5,733,546	5,229,051

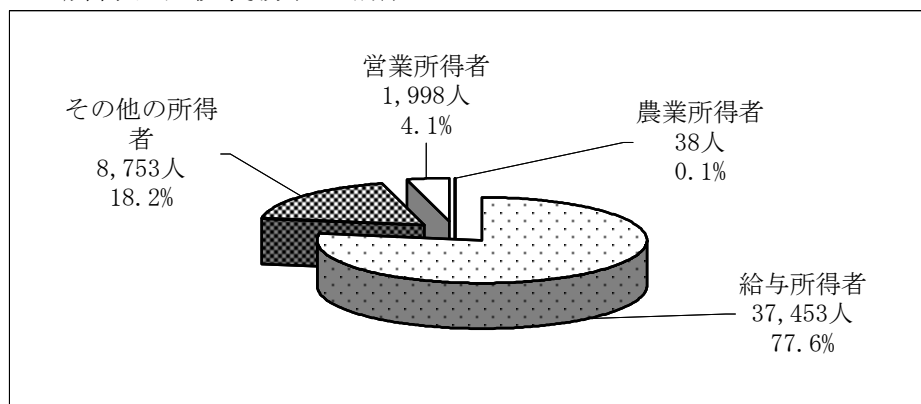


(4) 平成23年度 個人市民税賦課状況

(平成23年7月1日現在)

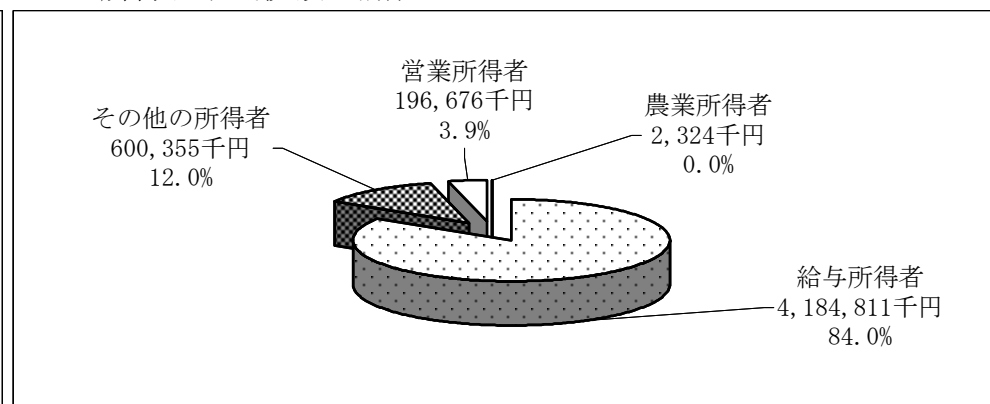
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)				
給与所得者	2,416	7,248	35,037	105,111	4,072,452	37,453	4,184,811	112	84.0
営業所得者	318	954	1,680	5,040	190,682	1,998	196,676	98	3.9
農業所得者	7	21	31	93	2,210	38	2,324	61	0.1
その他の所得者	1,399	4,197	7,354	22,062	574,096	8,753	600,355	69	12.0
計	4,140	12,420	44,102	132,306	4,839,440	48,242	4,984,166	103	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 48,242人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 4,984,166千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成23年7月1日現在)

課税標準額 の段階	給与所得 (人)	営業所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,297	108	3	416	91	1,915
10万円を超え 100万円以下	9,979	704	16	4,014	50	14,763
100万円を超え 200万円以下	11,274	411	4	1,802	40	13,531
200万円を超え 300万円以下	6,022	192	6	507	32	6,759
300万円を超え 400万円以下	2,840	108	1	167	10	3,126
400万円を超え 550万円以下	2,043	50	0	90	13	2,196
550万円を超え 700万円以下	718	32	1	48	2	801
700万円を超え 1千万円以下	452	21	0	49	9	531
1千万円超	360	49	0	52	19	480
合計	34,985	1,675	31	7,145	266	44,102

※ 「課税標準額」

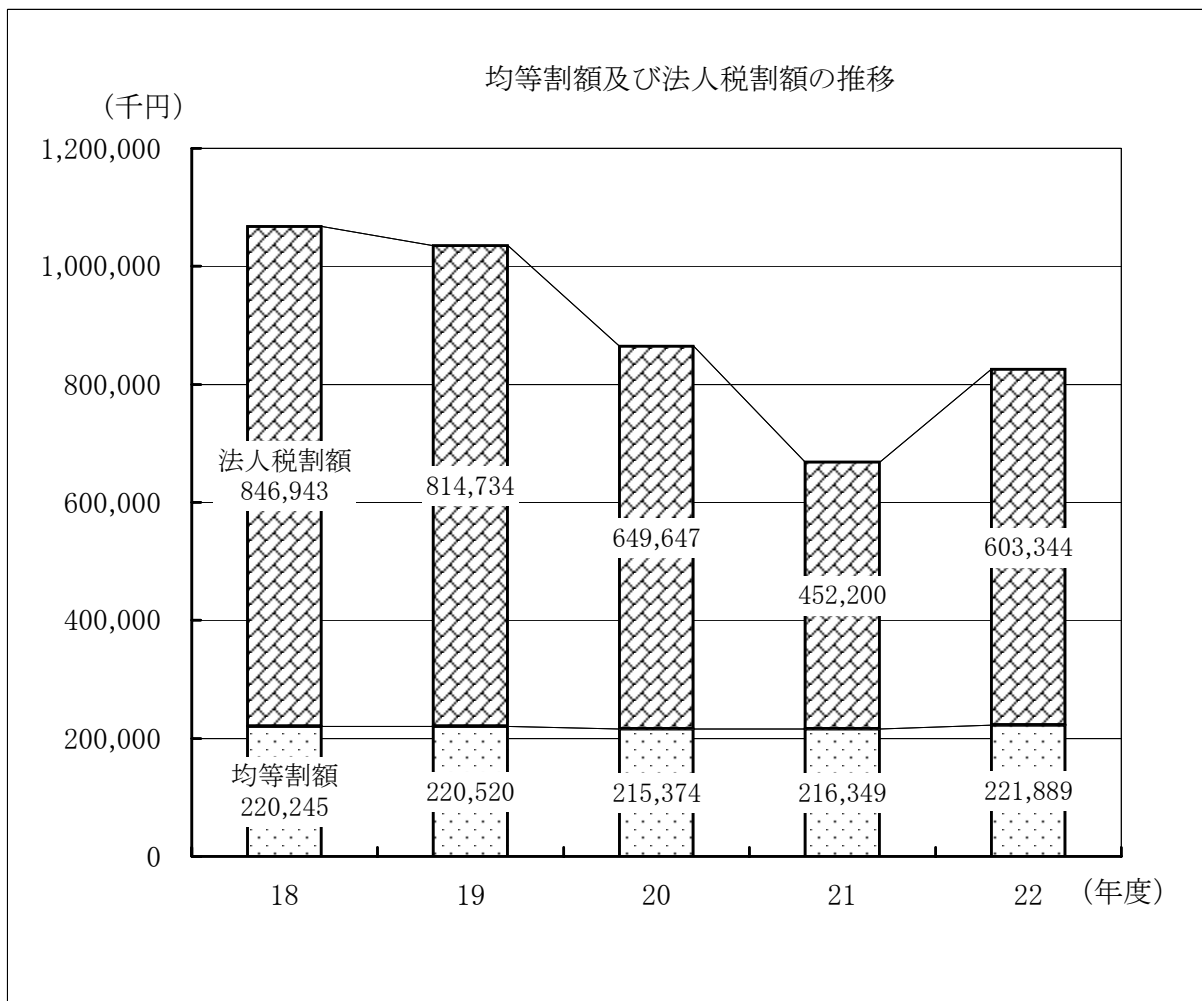
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度		18	19	20	21	22
均等割額	法人数 (社)	2,058	2,055	2,052	2,034	2,009
	調定額 (千円)	220,245	220,520	215,374	216,349	221,889
法人税割額	法人数 (社)	844	874	789	675	639
	調定額 (千円)	846,943	814,734	649,647	452,200	603,344
合計調定額 (千円)		1,067,188	1,035,254	865,021	668,549	825,233
合計税額の対前年比 (%)		117.1	97.0	83.6	77.3	123.4



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

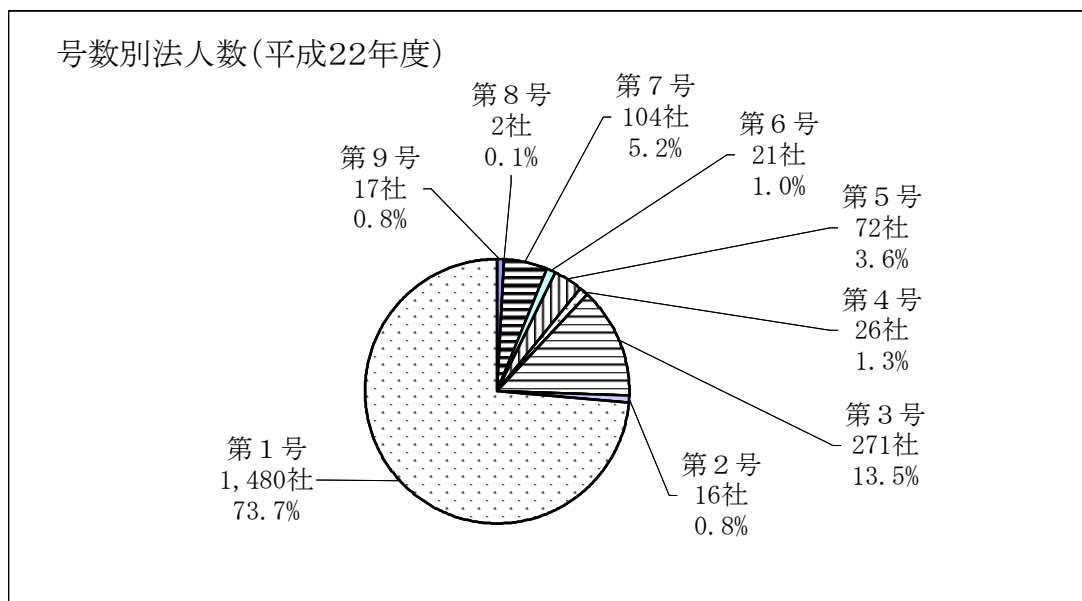
(各年度3月31日現在)

年度 区分	18	19	20	21	22
第9号	16社	16社	14社	16社	17社
第8号	4社	4社	3社	1社	2社
第7号	106社	108社	114社	109社	104社
第6号	18社	16社	19社	19社	21社
第5号	83社	82社	74社	69社	72社
第4号	25社	31社	33社	25社	26社
第3号	273社	266社	267社	271社	271社
第2号	12社	16社	13社	15社	16社
第1号	1,521社	1,516社	1,515社	1,509社	1,480社
合計	2,058社	2,055社	2,052社	2,034社	2,009社

※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは地方税法第312条並びに坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号	1千万円を超え1億円以下	50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	上記以外	50人以下



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	21年度	22年度	前年比
第1次産業	245,800 円	250,000 円	101.7 %
農業	245,800 円	250,000 円	101.7 %
林業	0 円	0 円	0.0 %
漁業	0 円	0 円	0.0 %
第2次産業	297,213,700 円	396,135,600 円	133.3 %
鉱業	0 円	0 円	0.0 %
建設業	34,035,800 円	40,305,400 円	118.4 %
製造業	263,177,900 円	355,830,200 円	135.2 %
第3次産業	371,090,400 円	428,846,600 円	115.6 %
卸・小売業	168,711,900 円	174,322,700 円	103.3 %
飲食業	16,107,200 円	18,139,400 円	112.6 %
金融・保険業	24,676,200 円	63,912,000 円	259.0 %
不動産業	28,930,000 円	20,893,800 円	72.2 %
運輸・通信業	35,694,700 円	43,397,600 円	121.6 %
電気・ガス・水道業	10,268,200 円	6,907,700 円	67.3 %
サービス業	85,813,100 円	100,112,200 円	116.7 %
その他	889,100 円	1,161,200 円	130.6 %
計	668,549,900 円	825,232,200 円	123.4 %

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
個人	土地	22,740	23,134	23,604	24,008	24,390
	家屋	26,369	26,807	27,285	27,971	28,368
法人	土地	764	784	772	775	770
	家屋	711	723	713	709	715
合計	土地	23,504	23,918	24,376	24,783	25,160
	家屋	27,080	27,530	27,998	28,680	29,083

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
免税点以上	個人	34	28	30	42	97
	法人	706	696	675	659	671
	計	740	724	705	701	768
免税点未満	個人	195	197	191	196	210
	法人	876	835	870	868	859
	計	1,071	1,032	1,061	1,064	1,069
合計	個人	229	225	221	238	307
	法人	1,582	1,531	1,545	1,527	1,530
	計	1,811	1,756	1,766	1,765	1,837

※ 「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※ 「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限。

(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度		19	20	21	22	23
区分						
固定資産税	土地	2,498,670	2,502,399	2,493,120	2,431,798	2,386,804
	家屋	2,366,498	2,469,685	2,418,719	2,517,813	2,598,818
	償却資産	1,070,187	1,075,282	1,055,266	999,365	965,520
	小計	5,935,355	6,047,366	5,967,105	5,948,976	5,951,142
交付金及び納付金		14,384	10,567	10,463	10,121	10,121
合計		5,949,739	6,057,933	5,977,568	5,959,097	5,961,263

※ 「調定額」

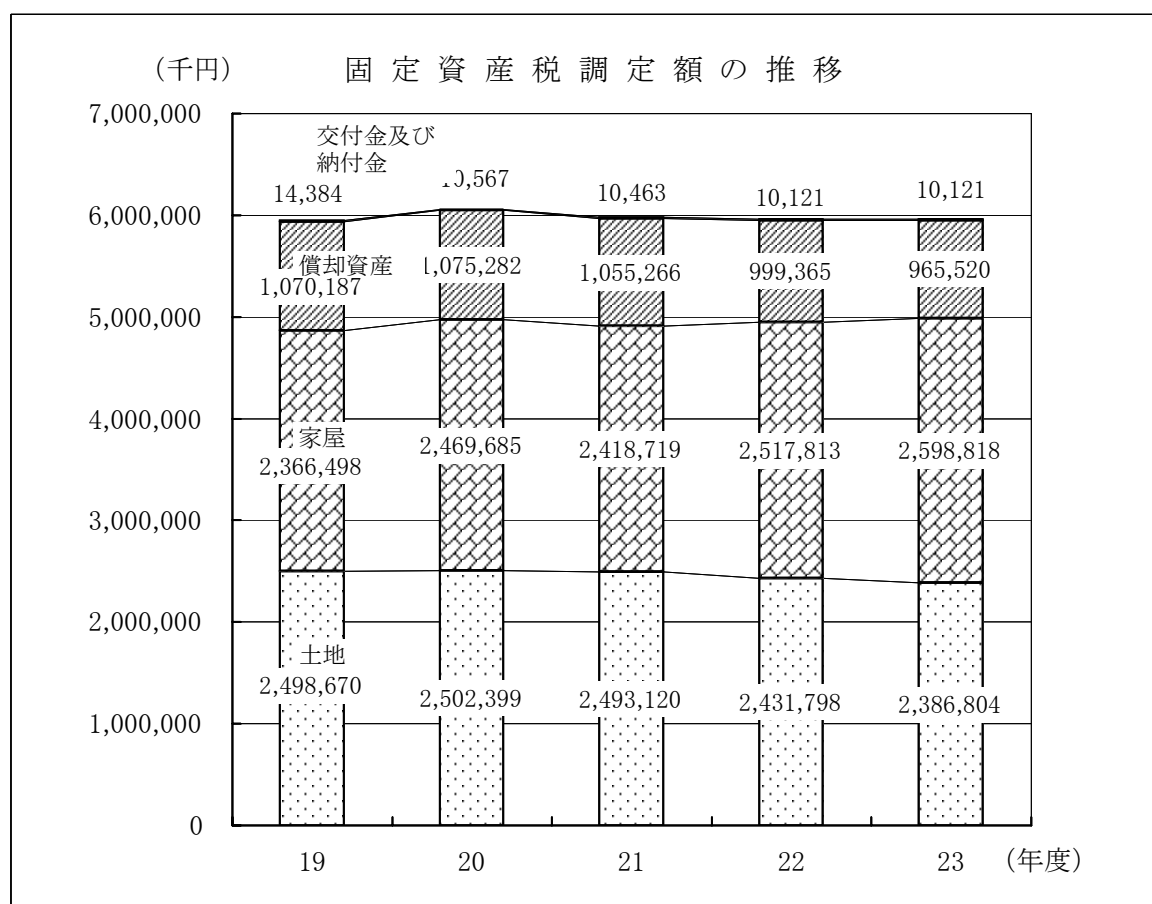
税収入の見込額。

※ 「交付金」

17ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。

※ 「納付金」

日本郵政公社所有の事業用資産に対して市町村に納付されたのもの
(平成16年度から19年度まで)



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成23年5月1日現在 単位:千円)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免 税 点 以 上	土 地	25,160	75,925	26,933,052	487,467,532	64.5
	家 屋	29,083	32,518	5,121,768	194,773,649	25.8
	償却資産	768	-	-	72,095,722	9.5
	市評価分	753	-	-	40,248,382	5.3
	国・県配分	15	-	-	31,847,340	4.2
	小 計	55,011	108,443	32,054,820	754,336,903	99.8
免 税 点 未 満	土 地	2,293	3,526	1,430,985	846,378	0.1
	家 屋	625	764	35,402	56,561	0.0
	償却資産	1,069	-	-	397,803	0.1
	市評価分	1,068	-	-	397,349	0.1
	国・県配分	1	-	-	454	0.0
	小 計	3,987	4,290	1,466,387	1,300,742	0.2
合 計		58,998	112,733	33,521,207	755,637,645	100.0

※ 「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額。

※ 「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの。

※ 「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣もしくは県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの。

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成23年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業 等特例分
市評価分	構 築 物	7,817,406	7,731,003	34,460
	機 械 及 び 装 置	26,506,314	25,680,998	668,461
	車 両 及 び 運 搬 具	126,616	126,616	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	5,798,046	5,792,231	5,957
	小 計	40,248,382	39,330,848	708,878
	国 ・ 県 配 分	31,847,340	29,657,079	0
	合 計	72,095,722	68,987,927	708,878

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

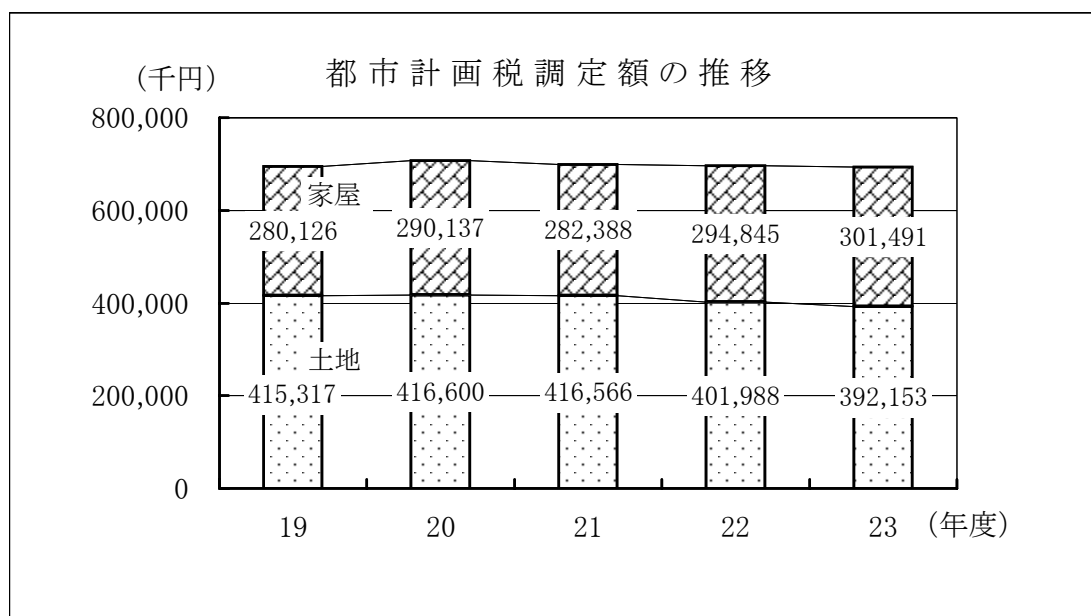
(各年度5月1日現在 単位:人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
個人	36,631	37,067	37,621	38,357	38,723
法人	1,018	1,050	1,034	1,028	1,024
合計	37,649	38,117	38,655	39,385	39,747

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
土地	415,317	416,600	416,566	401,988	392,153
家屋	280,126	290,137	282,388	294,845	301,491
合計	695,443	706,737	698,954	696,833	693,644



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成23年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
土地	18,255	28,377	6,838,000	406,874,319	72.9
家屋	21,492	20,521	3,648,366	151,221,842	27.1
合計	39,747	48,898	10,486,366	558,096,161	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成23年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		筆 数	地 積	決定価格
地 目		(筆)	(㎡)	(千円)
田		8,602	6,978,011	1,385,305
畑		10,973	6,645,089	16,361,375
宅 地	住宅用地	46,082	8,050,801	324,732,987
	非住宅用地	2,930	1,974,450	76,904,784
	小 計	49,012	10,025,251	401,637,771
池	沼	80	65,999	39,167
山	林	1,738	1,287,942	1,349,573
原	野	1,521	719,138	45,644
雑 種 地		7,508	2,635,197	67,494,652
その他(公衆用道路等)		49,208	12,613,373	423
合 計		128,642	40,970,000	488,313,910

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成23年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		棟 数	床面積	決定価格
地 目		(棟)	(㎡)	(千円)
住 宅	専 用	20,040	2,138,122	67,929,942
	共 同	648	132,950	3,642,699
	併 用	975	123,417	2,298,942
	小 計	21,663	2,394,489	73,871,583
農 家 住 宅		391	53,242	72,602
旅館・料亭・待合・ホテル		14	1,284	13,444
事務所・銀行・店舗		291	25,398	591,701
劇場・映画館・病院		24	3,272	124,420
工 場 ・ 倉 庫		248	20,170	159,093
土 蔵		541	11,422	40,207
附 属 屋		2,651	119,840	544,554
合 計		25,823	2,629,117	75,417,604

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成23年5月1日現在 非課税・免税点未満含む)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	636	278,310	14,955,746
住宅・共同住宅	3,579	1,310,693	63,717,718
ホテル・病院	40	57,146	5,355,094
工場・倉庫・市場	1,380	724,415	31,441,269
その他	1,824	157,489	3,942,779
合 計	7,459	2,528,053	119,412,606

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区 分 \ 築年		19	20	21	22	23
木 造	新 築	603	562	516	507	467
	増 築	17	9	10	10	14
	小 計	620	571	526	517	481
木 造 以 外	新 築	237	375	123	109	96
	増 築	7	11	11	5	5
	小 計	244	386	134	114	101
合 計	新 築	840	937	639	616	563
	増 築	24	20	21	15	19
	計	864	957	660	631	582

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区 分 \ 年度	19	20	21	22	23
木 造	262	265	224	216	205
木 造 以 外	61	55	96	52	43
合 計	323	320	320	268	248

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成23年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
財務省関東財務局	510,491	124,097	1,737
埼玉県都市整備部	1,342,594	419,056	5,867
埼玉県総務部	162,490	39,933	559
国土交通省 関東地方整備局	534,816	139,891	1,958
合計	2,550,391	722,977	10,121

※ 「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舍等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成23年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	内田 庄治	平成21年3月20日～平成24年3月19日
委員長職務代理者	鈴木 曄	平成21年3月20日～平成24年3月19日
委員	本田 実	平成21年3月20日～平成24年3月19日

※ 「固定資産評価審査委員会」

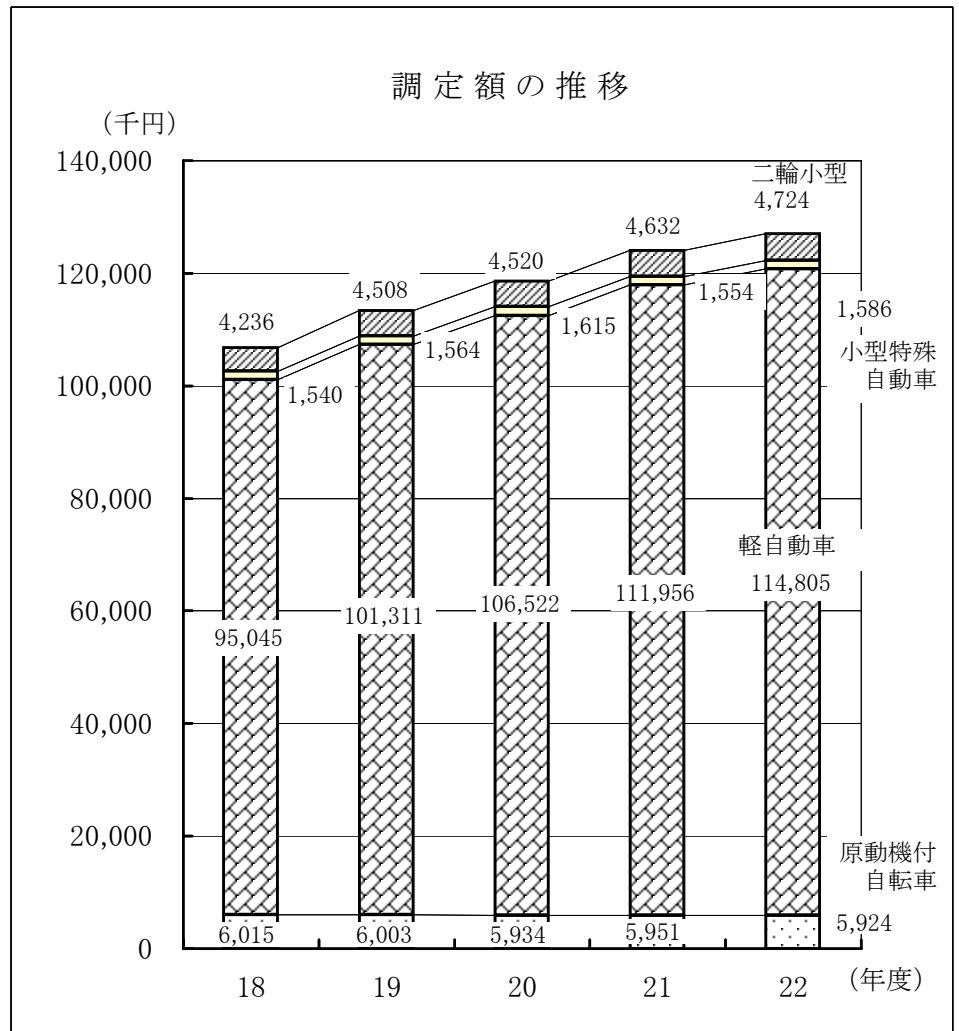
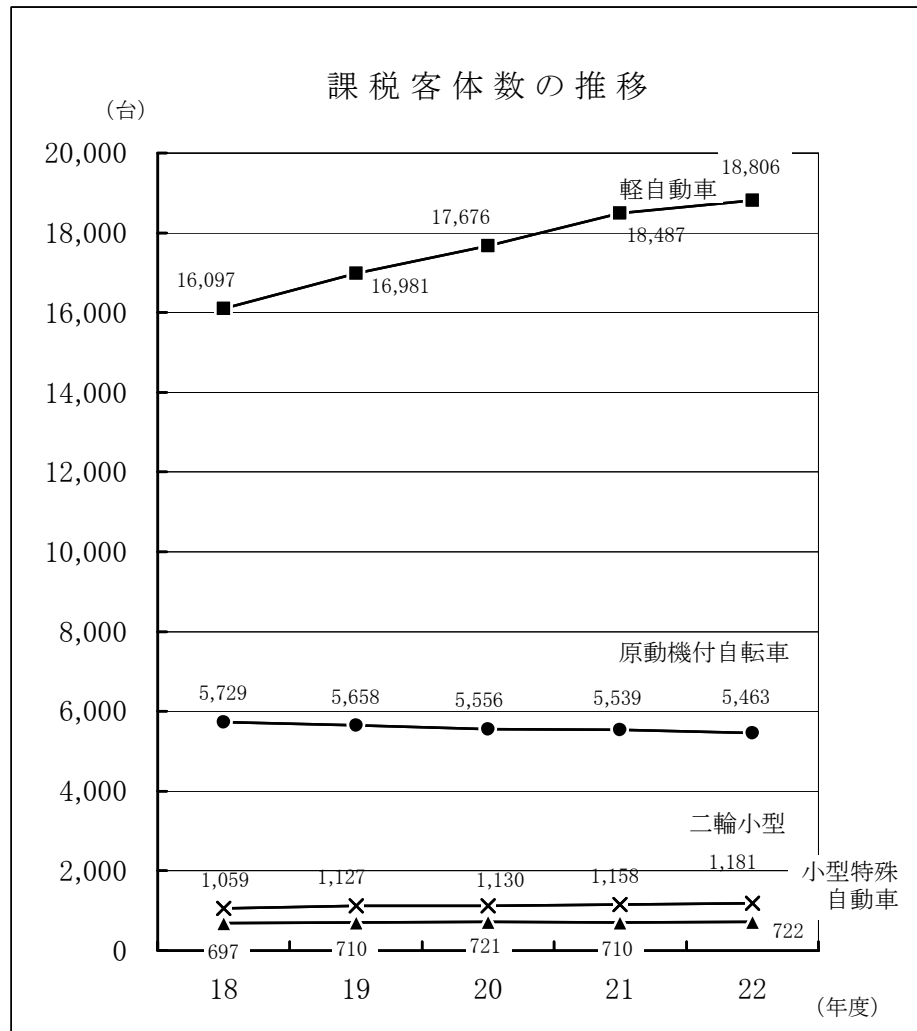
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会。

4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

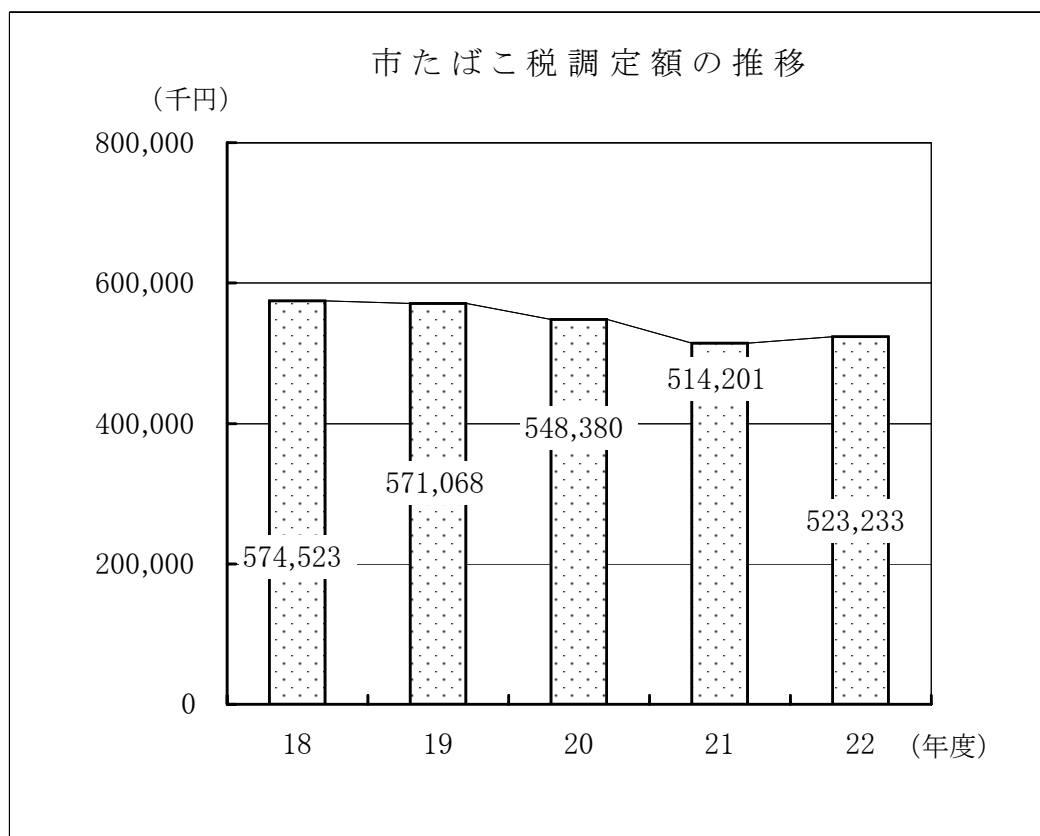
種別	年度		18		19		20		21		22		税率	
	区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)		
原動機付自転車	50cc以下		5,050	5,050	4,916	4,916	4,775	4,775	4,702	4,702	4,578	4,578	1,000	
	90cc以下		345	414	340	408	335	402	337	404	290	348	1,200	
	125cc以下		315	504	362	579	398	637	450	720	544	870	1,600	
	ミニカー		19	47	40	100	48	120	50	125	51	128	2,500	
	小計		5,729	6,015	5,658	6,003	5,556	5,934	5,539	5,951	5,463	5,924		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,194	2,866	1,234	2,961	1,237	2,969	1,285	3,084	1,248	2,995	2,400	
	三輪		1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	3,100	
	四輪	乗用	自家用	10,240	73,728	11,114	80,021	11,877	85,515	12,584	90,605	13,054	93,989	7,200
		乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
	四輪	貨物	自家用	4,462	17,848	4,430	17,720	4,352	17,408	4,413	17,652	4,309	17,236	4,000
		貨物	営業用	200	600	202	606	209	627	204	612	194	582	3,000
	小計		16,097	95,045	16,981	101,311	17,676	106,522	18,487	111,956	18,806	114,805		
小型特殊車	農耕作業用		560	896	572	915	572	915	575	920	583	933	1,600	
	その他		137	644	138	649	149	700	135	634	139	653	4,700	
	小計		697	1,540	710	1,564	721	1,615	710	1,554	722	1,586		
二輪の小型自動車		1,059	4,236	1,127	4,508	1,130	4,520	1,158	4,632	1,181	4,724	4,000		
合計		23,582	106,836	24,476	113,386	25,083	118,591	25,894	124,093	26,172	127,039			
前年比		102.5	105.6	103.8	106.1	102.5	104.6	103.2	104.6	101.1	102.4			

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		18	19	20	21	22
区分	調定額 (千円)	574,523	571,068	548,380	514,201	523,233
	対前年比 (%)	99.8	99.4	96.0	93.8	101.8
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	189,725	174,001	167,082	156,722	148,639
	旧 3 級 品	1,681	1,608	1,533	1,540	2,578
	対前年比 (%)	97.8	91.7	96.0	93.8	94.8
税 率	旧3級品以外	平成11年5月1日から平成15年6月31日まで			2,668 円 / 千本	
		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで			2,977 円 / 千本	
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで			3,298 円 / 千本	
		平成22年10月1日から			4,618 円 / 千本	
	旧 3 級 品	平成11年5月1日から平成15年6月31日まで			1,266 円 / 千本	
		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで			1,412 円 / 千本	
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで			1,564 円 / 千本	
		平成22年10月1日から			2,190 円 / 千本	



5. 徵 収

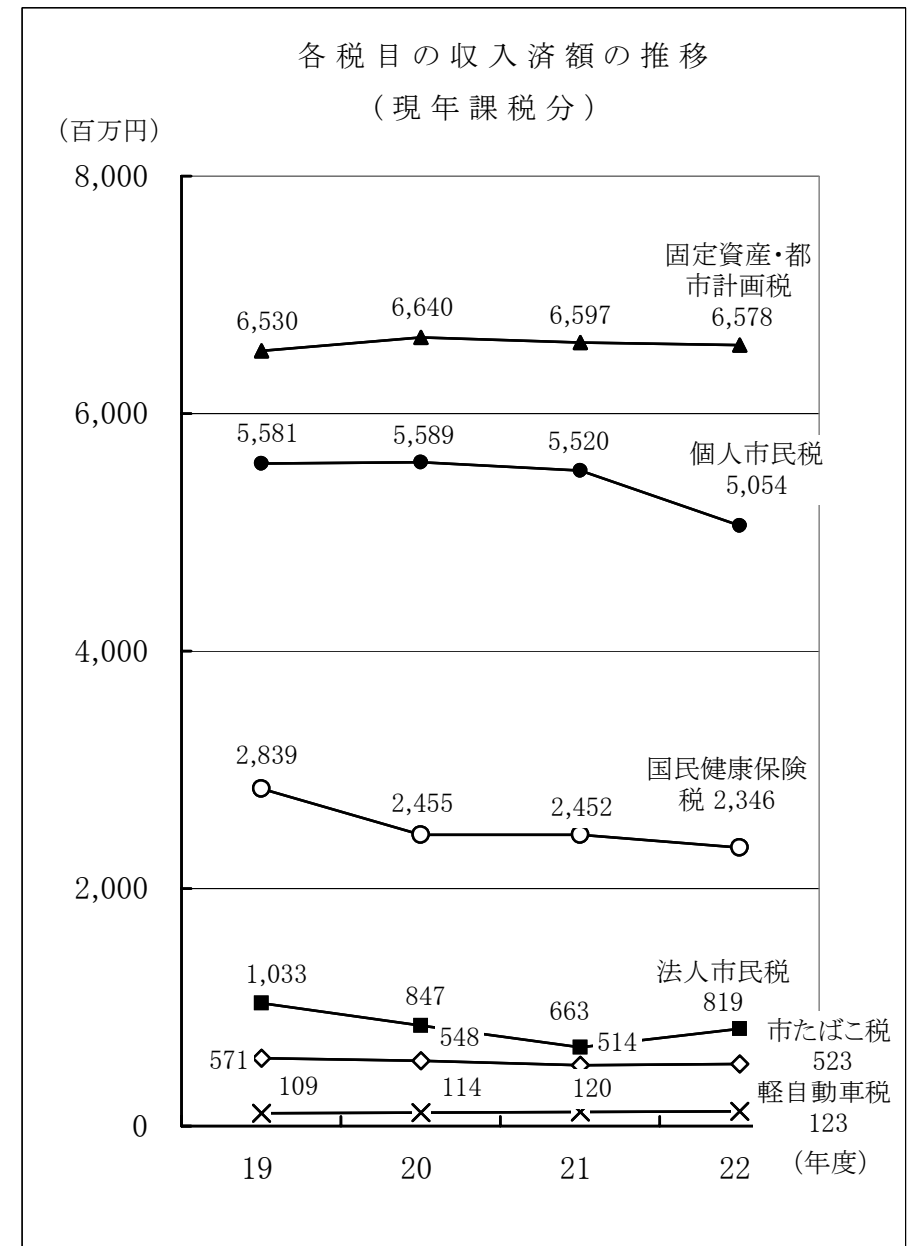
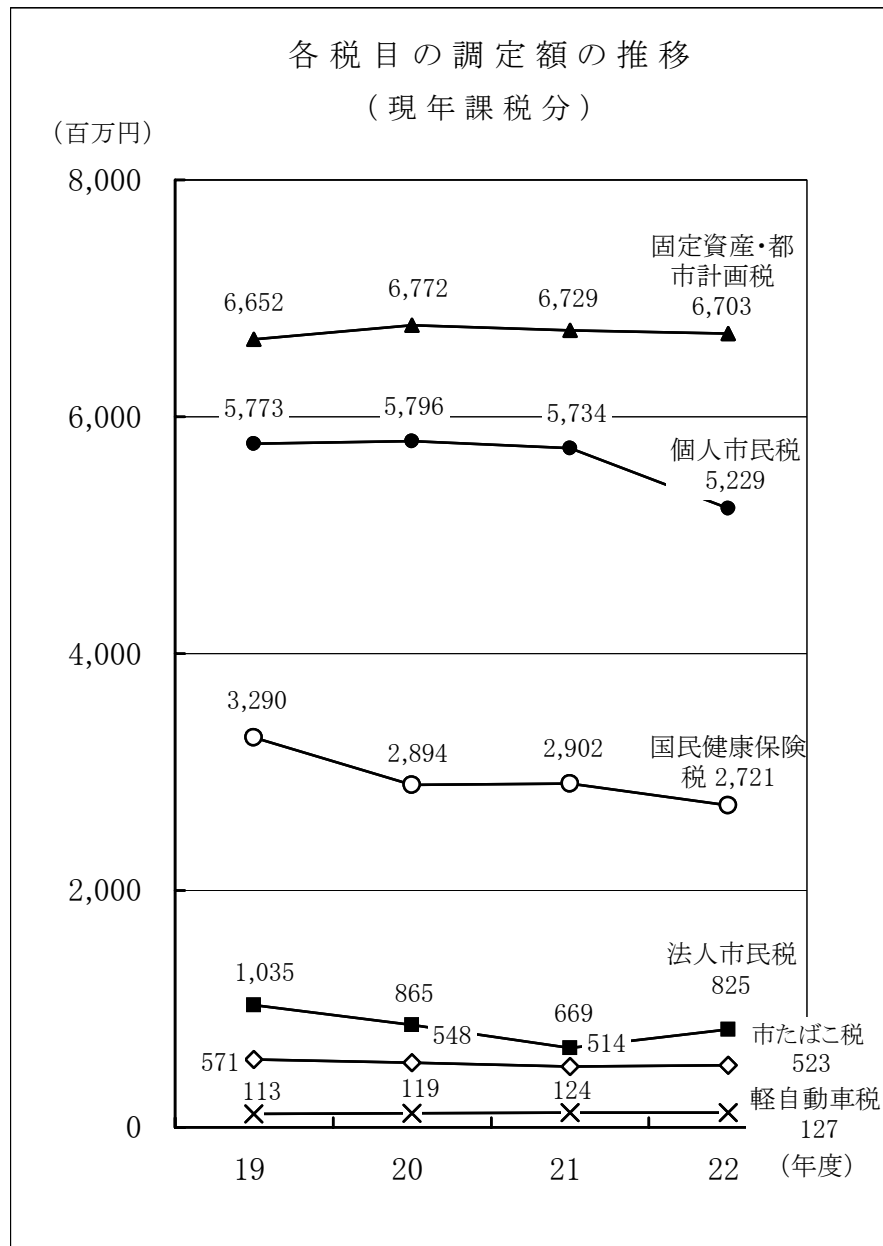
(1) 年度別市税決算額

税目		19			20			21			22		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,773,396	5,581,303	96.7	5,795,901	5,588,856	96.4	5,733,546	5,520,181	96.3	5,229,051	5,053,889	96.7
	法人	1,035,254	1,033,437	99.8	865,021	847,033	97.9	668,550	662,993	99.2	825,232	818,955	99.2
	計	6,808,650	6,614,740	97.2	6,660,922	6,435,889	96.6	6,402,096	6,183,174	96.6	6,054,283	5,872,844	97.0
固定資産税	固定資産税	5,942,241	5,833,042	98.2	6,054,874	5,936,716	98.0	6,016,406	5,897,870	98.0	5,995,706	5,884,238	98.1
	交付金及び 納付金	14,385	14,385	100.0	10,567	10,567	100.0	10,463	10,463	100.0	10,121	10,121	100.0
	計	5,956,626	5,847,427	98.2	6,065,441	5,947,283	98.0	6,026,869	5,908,333	98.0	6,005,827	5,894,359	98.1
軽自動車税		113,386	109,023	96.2	118,591	114,254	96.3	124,094	119,836	96.6	127,039	122,851	96.7
市たばこ税		571,068	571,068	100.0	548,380	548,380	100.0	514,201	514,201	100.0	523,233	523,233	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		695,275	682,499	98.2	706,900	693,105	98.0	702,486	688,646	98.0	697,036	684,077	98.1
小計		14,145,005	13,824,757	97.7	14,100,234	13,738,911	97.4	13,769,746	13,414,190	97.4	13,407,418	13,097,364	97.7
滞納繰越分		1,500,199	228,161	15.2	1,510,654	261,037	17.3	1,543,134	212,202	13.8	1,598,224	270,847	16.9
合計		15,645,204	14,052,918	89.8	15,610,888	13,999,948	89.7	15,312,880	13,626,392	89.0	15,005,642	13,368,211	89.1
国民健康保険税		3,289,707	2,838,735	86.3	2,893,712	2,455,229	84.8	2,902,172	2,452,038	84.5	2,720,897	2,345,615	86.2
滞納繰越分		1,807,670	288,823	16.0	1,875,536	290,320	15.5	1,951,489	255,966	13.1	2,065,887	260,780	12.6
合計		5,097,377	3,127,558	61.4	4,769,248	2,745,549	57.6	4,853,661	2,708,004	55.8	4,786,784	2,606,395	54.4

※ 「調定額」

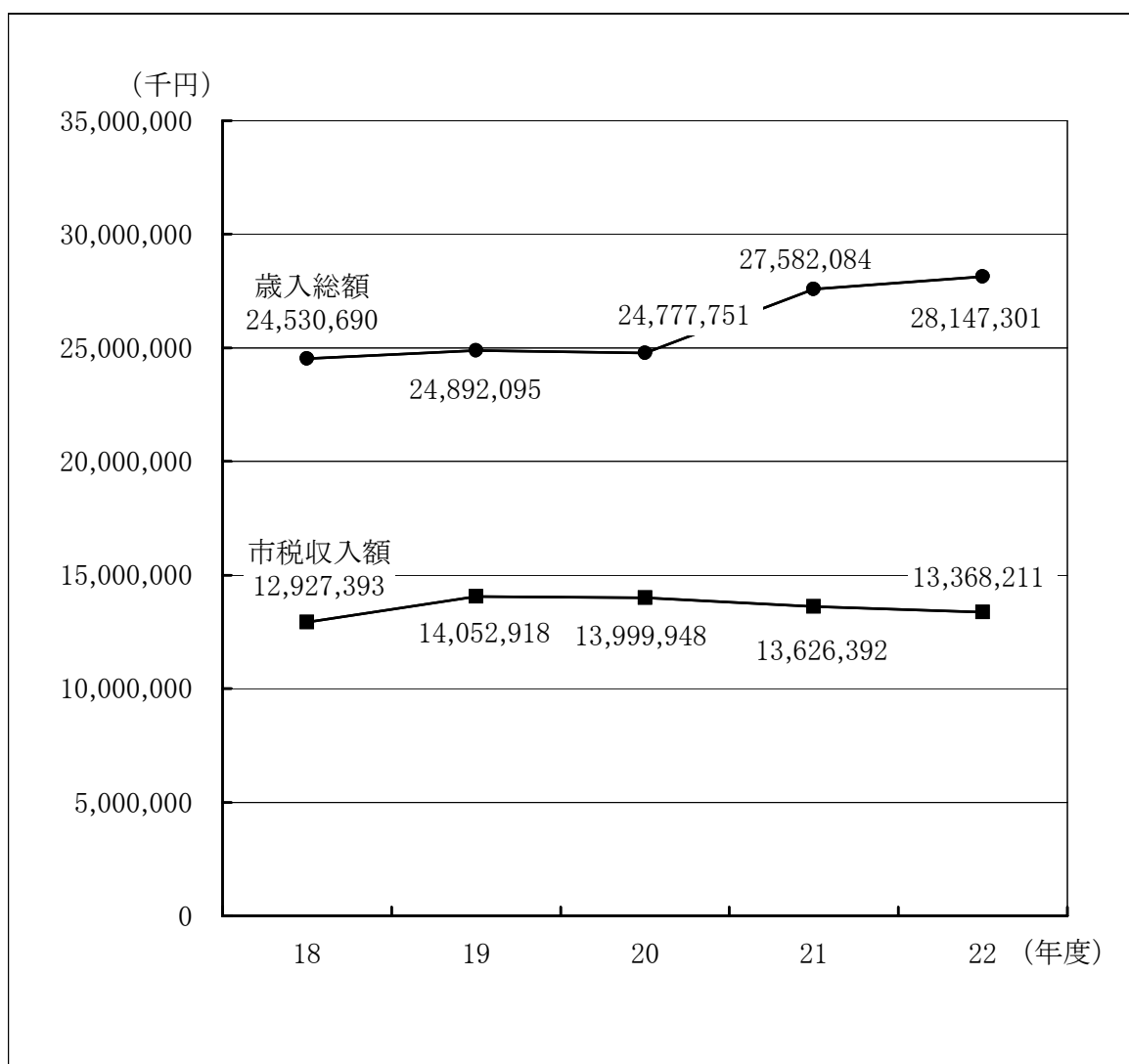
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

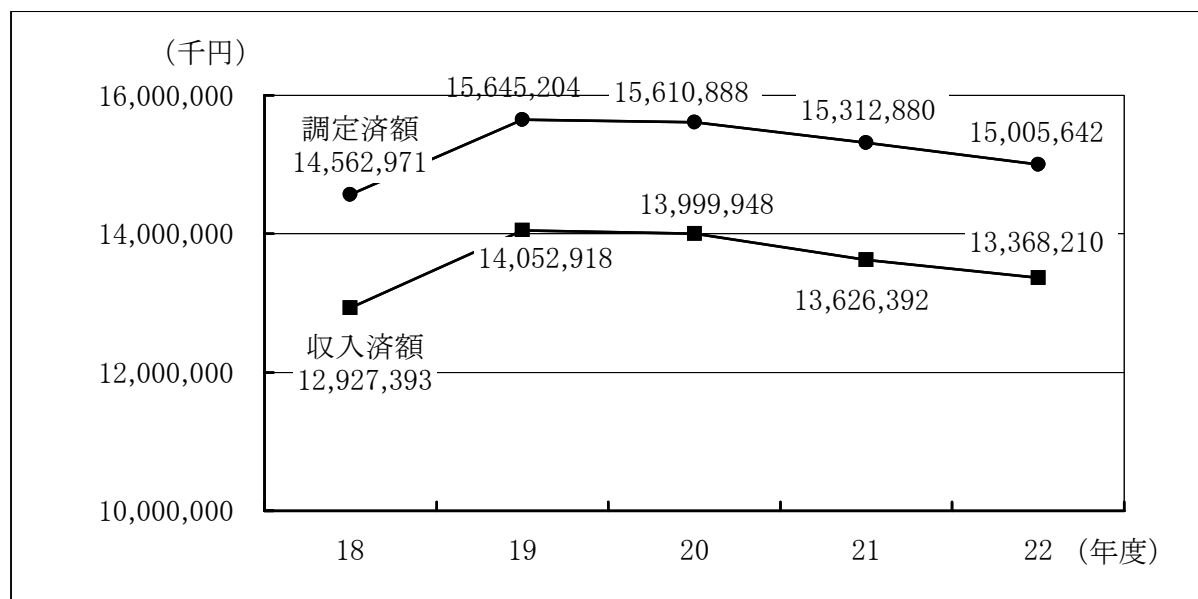
年度 区分	18	19	20	21	22
歳入総額 (A) (千円)	24,530,690	24,892,095	24,777,751	27,582,084	28,147,301
市税収入額 (B) (千円)	12,927,393	14,052,918	13,999,948	13,626,392	13,368,211
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	52.7	56.5	56.5	49.4	47.5



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		18	19	20	21	22
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,017,809	14,145,005	14,100,234	13,769,746	13,407,418
	滞納繰越分 B (千円)	1,545,162	1,500,199	1,510,654	1,543,134	1,598,224
	合 計 C (千円)	14,562,971	15,645,204	15,610,888	15,312,880	15,005,642
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,736,712	13,824,757	13,738,911	13,414,190	13,097,363
	滞納繰越分 F (千円)	190,681	228,161	261,037	212,202	270,847
	合 計 G (千円)	12,927,393	14,052,918	13,999,948	13,626,392	13,368,210
不 納 欠 損 額 H (千円)		134,958	79,292	66,043	86,706	180,828
収 入 未 済 額 (C-G-H) I (千円)		1,500,620	1,512,994	1,544,897	1,599,782	1,456,604
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	97.8	97.7	97.4	97.4	97.7
	滞納繰越分 (F/B) (%)	12.3	15.2	17.3	13.8	16.9
	合 計 (G/C) (%)	88.8	89.8	89.7	89.0	89.1

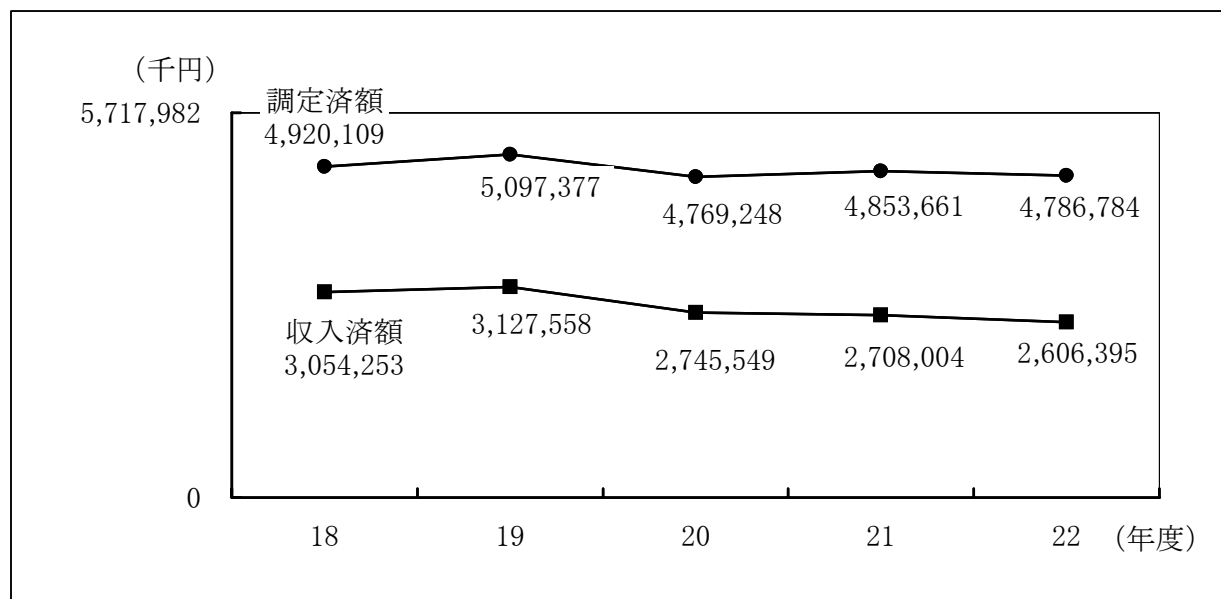
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		年 度				
		18	19	20	21	22
調定済額	現年度課税分 A (千円)	3,263,120	3,289,707	2,893,712	2,902,172	2,720,897
	滞納繰越分 B (千円)	1,656,989	1,807,670	1,875,536	1,951,489	2,065,887
	合 計 C (千円)	4,920,109	5,097,377	4,769,248	4,853,661	4,786,784
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,804,000	2,838,735	2,455,229	2,452,038	2,345,615
	滞納繰越分 E (千円)	250,253	288,823	290,320	255,966	260,780
	合 計 F (千円)	3,054,253	3,127,558	2,745,549	2,708,004	2,606,395
不納欠損額 G (千円)		57,009	79,429	59,171	63,837	120,087
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,808,847	1,890,390	1,964,528	2,081,820	2,060,302
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	85.9	86.3	84.8	84.5	86.2
	滞納繰越分 (E/B) (%)	15.1	16.0	15.5	13.1	12.6
	合 計 (F/C) (%)	62.1	61.4	57.6	55.8	54.4

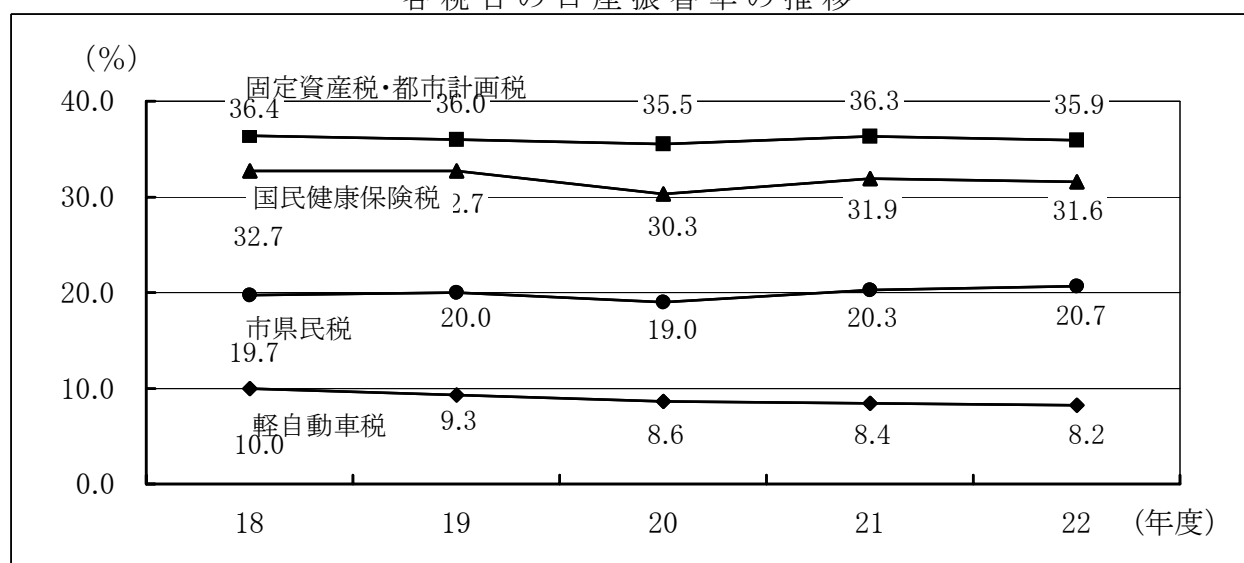
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		18	19	20	21	22
納税義務者 (人)	市 県 民 税	26,022	26,592	26,350	19,843	18,238
	固定資産税・都市計画税	33,972	34,366	33,987	34,514	35,162
	軽自動車税	23,582	24,469	25,081	25,867	26,172
	国民健康保険税	21,711	21,819	13,889	14,091	14,079
	合 計	105,287	107,246	99,307	94,315	93,651
振替件数 (件)	市 県 民 税	5,131	5,314	5,007	4,029	3,775
	固定資産税・都市計画税	12,349	12,384	12,065	12,544	12,623
	軽自動車税	2,355	2,277	2,164	2,162	2,146
	国民健康保険税	7,103	7,142	4,209	4,498	4,448
	合 計	26,938	27,117	23,445	23,233	22,992
振替加入率 (%)	市 県 民 税	19.7	20.0	19.0	20.3	20.7
	固定資産税・都市計画税	36.4	36.0	35.5	36.3	35.9
	軽自動車税	10.0	9.3	8.6	8.4	8.2
	国民健康保険税	32.7	32.7	30.3	31.9	31.6
	合 計	25.6	25.3	23.6	24.6	24.6

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度			
		19	20	21	22
市・県民税	件数 (件)	10,652	13,662	15,294	16,962
	金額 (千円)	270,278	344,133	378,325	351,273
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	10,677	14,119	15,850	17,465
	金額 (千円)	184,197	255,374	279,307	338,624
軽自動車税	件数 (件)	6,171	7,157	8,225	9,179
	金額 (千円)	29,850	35,201	40,909	46,013
国民健康保険税	件数 (件)	12,727	14,606	18,317	19,465
	金額 (千円)	215,028	247,884	306,789	316,886
合計	件数 (件)	40,227	49,544	57,686	63,071
	金額 (千円)	699,351	882,592	1,005,330	1,052,796

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		18	19	20	21	22
電話加入権	件数 (件)	10	1	0	0	0
	税額 (千円)	2,937	3,607	0	0	0
債権	件数 (件)	196	138	192	325	423
	税額 (千円)	245,363	68,114	464,724	177,891	584,305
不動産	件数 (件)	128	37	42	23	14
	税額 (千円)	55,918	24,788	73,934	25,499	21,953
合計	件数 (件)	334	176	234	348	437
	税額 (千円)	304,218	96,509	538,658	203,390	606,258

※平成19年度より参加差押を含まない。

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	19			20			21			22						
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税		1	24,430	5,668	23.2	1	24,554	5,240	21.3	1	25,258	5,392	21.3	1	20,544	4,761	23.2
		2	21,874	4,920	22.5	2	21,823	5,565	25.5	2	22,473	5,442	24.2	2	17,940	4,471	24.9
		3	22,636	5,134	22.7	3	22,287	4,811	21.6	3	19,377	5,917	30.5	3	17,907	4,977	27.8
		4	22,599	4,831	21.4	4	22,608	5,828	25.8	4	19,843	5,557	28.0	4	18,217	4,568	25.1
		計	91,539	20,553	22.5	計	91,272	21,444	23.5	計	86,951	22,308	25.7	計	74,608	18,777	25.2
固定資産税 都市計画税		1	34,299	4,140	12.1	1	34,706	3,974	11.5	1	35,205	4,181	11.9	1	35,949	4,089	11.4
		2	33,557	3,842	11.4	2	34,003	3,871	11.4	2	34,504	4,048	11.7	2	35,155	4,687	13.3
		3	33,556	3,071	9.2	3	33,978	3,454	10.2	3	34,514	3,585	10.4	3	35,162	3,717	10.6
		4	33,521	3,186	9.5	4	33,971	3,827	11.3	4	34,514	4,095	11.9	4	35,159	3,829	10.9
		計	134,933	14,239	10.6	計	136,658	15,126	11.1	計	138,737	15,909	11.5	計	141,425	16,322	11.5
軽自動車税		全	24,486	4,297	17.5	全	25,072	4,284	17.1	全	25,867	4,841	18.7	全	26,162	4,248	16.2
国民健康 保険税		1	19,077	4,467	23.4	1	16,630	4,082	24.5	1	14,709	4,123	28.0	1	14,785	4,137	28.0
		2	19,003	4,168	21.9	2	16,536	4,149	25.1	2	14,695	4,077	27.7	2	14,810	3,967	26.8
		3	19,022	4,225	22.2	3	16,447	3,948	24.0	3	14,679	4,042	27.5	3	14,726	4,012	27.2
		4	18,916	4,045	21.4	4	13,691	3,788	27.7	4	14,103	4,110	29.1	4	14,017	3,946	28.2
		5	20,339	3,858	19.0	5	13,679	3,823	27.9	5	14,110	3,819	27.1	5	13,964	3,640	26.1
		6	18,889	3,835	20.3	6	13,694	3,636	26.6	6	14,116	3,784	26.8	6	13,988	3,702	26.5
		7	18,736	3,897	20.8	7	13,578	3,866	28.5	7	13,980	3,844	27.5	7	13,908	3,713	26.7
		8	18,697	3,920	21.0	8	13,605	3,864	28.4	8	13,998	3,908	27.9	8	13,906	3,665	26.4
		9	21,298	4,035	18.9	9	13,713	3,610	26.3	9	14,091	3,629	25.8	9	13,894	3,562	25.6
		計	173,977	36,450	21.0	計	131,573	34,766	26.4	計	128,481	35,336	27.5	計	127,998	34,344	26.8

6. そ の 他

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成23年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内容(税率等)			納期限(平成23年度)	
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得	均等割	市民税	県民税	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日	
		年額 3,000円		年額 1,000円			
	(納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しない者	所得割	市民税	県民税	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は翌月10日までに納付)		
	6%	4%					
市 民 税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額	均等割	法人等の区分			原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
		(納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		市内従業者	税額(年額)		
	均等割	資本金等の額	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円		
				10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	
				10億円を超える法人	50人以下	410,000円	
				1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円	
				1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円	
				1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円	
				1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円	
				1千万円以下の法人	50人超	120,000円	
				上記以外の法人	50人以下	50,000円	
			法人税割	資本金等の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7%		
				上記以外の法人	12.3%		
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	土地 家屋 償却資産	1.4%	免税点		第1期 5月31日 第2期 8月1日 第3期 12月26日 第4期 2月29日	
都市計画税	(課税客体)(納税義務者) ○市街化区域内の土地及び家屋とその所有者	土地 家屋	0.2%	土地	300,000円		
				家屋	200,000円		
				償却資産	1,500,000円		

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成23年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限 (平成23年度)																																													
軽自動車税	<p>課税客体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 <p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記課税客体の所有者等 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む)</td> <td rowspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車(ボートトレーラー等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円	ミニカー	2,500 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)		三輪のもの		3,100 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円	その他のもの		4,700 円	二輪の小型自動車		4,000 円	<p>全 期 5月31日</p>
種 別		年 税 額																																															
原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円																																															
	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円																																															
	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円																																															
	ミニカー	2,500 円																																															
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円																																														
	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)																																																
	三輪のもの		3,100 円																																														
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																																													
			自家用	7,200 円																																													
		貨物用	営業用	3,000 円																																													
			自家用	4,000 円																																													
専ら雪上を走行するもの		2,400 円																																															
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円																																														
	その他のもの		4,700 円																																														
	二輪の小型自動車		4,000 円																																														
市たばこ税	<p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者 ○小売業者(手持品課税分) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年9月30日まで</th> <th>平成22年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>3,298 円 / 1,000 本</td> <td>4,618 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>1,564 円 / 1,000 本</td> <td>2,190 円 / 1,000 本</td> </tr> </tbody> </table>			平成22年9月30日まで	平成22年10月1日から	旧3級品以外の紙巻たばこ	3,298 円 / 1,000 本	4,618 円 / 1,000 本	旧3級品の紙巻たばこ	1,564 円 / 1,000 本	2,190 円 / 1,000 本	<p>当月分を翌月末までに申告納付</p> <p>● 手持品課税分については平成24年3月31日までに納付</p>																																				
	平成22年9月30日まで	平成22年10月1日から																																															
旧3級品以外の紙巻たばこ	3,298 円 / 1,000 本	4,618 円 / 1,000 本																																															
旧3級品の紙巻たばこ	1,564 円 / 1,000 本	2,190 円 / 1,000 本																																															
国民健康保険税	<p>(課税客体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 <p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 療 保 険 分</td> <td>7.8 %</td> <td>25,200 円</td> <td>500,000 円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7 %</td> <td>4,800 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>介 護 納 付 金 分</td> <td>1.4 %</td> <td>10,000 円</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			所得割	均等割	年間限度額	医 療 保 険 分	7.8 %	25,200 円	500,000 円	後期高齢者支援分	1.7 %	4,800 円	130,000 円	介 護 納 付 金 分	1.4 %	10,000 円	100,000 円	<p>第1期 8月 1日</p> <p>第2期 8月31日</p> <p>第3期 9月30日</p> <p>第4期 10月31日</p> <p>第5期 11月30日</p> <p>第6期 12月26日</p> <p>第7期 1月31日</p> <p>第8期 2月29日</p> <p>第9期 4月 2日</p>																													
	所得割	均等割	年間限度額																																														
医 療 保 険 分	7.8 %	25,200 円	500,000 円																																														
後期高齢者支援分	1.7 %	4,800 円	130,000 円																																														
介 護 納 付 金 分	1.4 %	10,000 円	100,000 円																																														